

平成31年度伝統文化親子教室事業 委託契約書、委託業務中止(廃止)承認申請書 及び誓約書の提出について

全団体 必ずお読み下さい。
事業実施を取りやめる団体も、
委託契約書・誓約書の提出が必要となります。

平成31年度の本事業は、文化庁と実施団体が委託契約を締結して実施することとなりますが、委託契約書等の書類の提出は、下記の伝統文化親子教室事業事務局に提出願います。また、本事業にかかるご質問等も、同事務局へお問合せください。

(1) 提出締切り日、提出及び問合せ先

【締切り日】 平成31年5月17日(金) 必着

【提出 及び 問合せ先】

伝統文化親子教室事業事務局(株式会社KNTビジネスクリエイト内)
〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-14-24 西新宿KFビル3階
【電話】0570-550-321 【FAX】03-6730-3236
【E-mail】oyakokyoshitsu@gp.knt.co.jp
【対応時間】平日10:00~17:00(土日祝及び年末年始 休み)

(2) 提出書類

- ① 「押印済み委託契約書 2部」
※事業実施を取りやめる場合でも、委託契約書の提出は必須ですのでご注意ください。
- ② 「誓約書」※本年度より新たに必要となります。
※事業実施を取りやめる場合でも、誓約書の提出は必須ですのでご注意ください。
- ③ 「委託業務中止(廃止)承認申請書」(事業実施を取りやめる団体のみ)
「業務計画変更承認申請書」(実行委員会又は統括団体の一部の事業実施を取りやめる場合のみ)
※同封の返信用封筒(茶色)「委託契約書、申請書類関係一式」用をご利用になり、申請書類、振込依頼書関連書類を同封の上、上記事務局までお送りください。

- (3) 「委託契約書 2部」と「誓約書」を同封しています。
「委託契約書 2部」は内容を確認の上、3か所押印(表・裏割り印、契約名義部分)し、**2部とも提出してください**。なお、押印する場所は、P.2を参照してください。
「誓約書」はP.3の記入例を参照し、**代表者が自署**してください。
支援金額(契約金額)については、申請書等について第2次審査を行った上で、通知します。

- (4) 事業実施を取りやめる場合は、「委託業務中止(廃止)承認申請書」を記入の上、押印済みの委託契約書とともに事務局へ提出してください。記入例は、P.4を参照してください。
なお、実行委員会又は統括団体の一部の事業実施を取りやめる場合は、「業務計画変更承認申請書」を記入の上、押印済みの委託契約書とともに事務局へ提出してください。記入例は、P.5を参照してください。

委託契約書の押印について（3か所）

■【割り印】 1 ページ目（表面）及び裏面

委 託 契 約 書

支出負担行為担当官文化庁次長 村田 善則（以下「甲」という。）と 伝文プロジェクト実行委員会会長 文化 太郎（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託業務名等）
第1条 甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。
（1）委託業務名 平成31（2019）年度伝統文化親子教室事業
「 J 」
（2）委託業務の内容及び経費 （別添）業務計画書のとおり
（3）委託期間 平成31（2019）年4月1日から平成32（2020）年3月31日

（委託業務の実施）
第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要項等及び業務計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託経費の額）
第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託経費」という。）として、
○、○○○、○○○円（うち消費税額及び地方消費税額○○、○○○円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。
（注）「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た金額である。
2 乙は、委託経費を別添の業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）
第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（免除負担）
第5条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

（第三者損害補償）
第6条 乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

団体名、代表者職名、代表者氏名が正しく印字されているか確認してください。
誤りがある場合は、至急、事務局までご連絡ください。

割り印を委託契約書の表面、裏面2か所に代表者の印を押印してください。

■最終ページ目

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成31（2019）年4月1日

（甲）東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文化庁次長 村田 善則

（乙）東京都千代田区霞が関3-2-2
伝文プロジェクト実行委員会
会長 文化 太郎

住所、団体名、代表者職名、代表者氏名が正しく印字されているか確認してください。
誤りがある場合（代表者が変更になっている場合を含む）は、至急、事務局までご連絡ください。

申請団体の印及び代表者の印を押印してください。
申請団体の印がない場合、代表者の印のみ押印してください。

**誓約書は、代表者が下部の住所、団体名、代表者職名
及び代表者氏名を自署してください。**

誓 約 書

当団体は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどをしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

2019年4月1日

住所	東京都千代田区霞が関3-2-2
団体名	伝文プロジェクト実行委員会
代表者職名	会長
署名（自署）	文化太郎

内容を確認し、代表者が自署してください。

**実施を取りやめる場合は、
口頭のみでは受理できません。**

同封しております「委託業務中止（廃止）承認申請書」に必要事項を記入の上、**押印した委託契約書とともに**伝統文化親子教室事業事務局までお送りくださいますよう、お願い申し上げます。

様式第8（委託業務中止（廃止）承認申請書）

委託業務中止（廃止）承認申請書

記入日

平成31年4月22日

支出負担行為担当官
文化庁次長 村田 善則 殿

申請団体の印
または
代表者の印

（受託者）団体名 伝文プロジェクト実行委員会
代表者職名 会長
代表者氏名 文化 太郎 **印**
団体コード ** - *** - 01

平成31年4月1日付け平成31（2019）年度伝統文化親子教室事業の委託契約を、下記により中止（廃止）したいので、委託契約書第10条第1項の規定により承認願います。

記

要望書に記載した事業の名称

1. 事業名（教室名）

〇〇県伝統文化プロジェクト

2. 中止（廃止）の理由

講師の都合が悪くなり、教室の開催が困難になったため

取りやめる理由（具体的に）

3. 中止（廃止）後の措置

すでに申込のあった希望者には中止の旨を連絡する。

**実施を取りやめる場合は、
口頭のみでは受理できません。**

統括団体又は実行委員会が一部の事業実施を取りやめる場合、同封しております「業務計画変更承認申請書」に必要事項を記入の上、**押印した委託契約書とともに**伝統文化親子教室事業事務局までお送りくださいますよう、お願い申し上げます。

様式第6（業務計画変更承認申請書）

業務計画変更承認申請書

記入日

平成31年4月22日

支出負担行為担当官
文化庁次長 村田 善 則 殿

申請団体の印
または
代表者の印

（受託者）団体名 伝文プロジェクト実行委員会
代表者職名 会長
代表者氏名 文化 太郎 **印**
団体コード ** - *** - 00

平成31年4月1日付け平成31（2019）年度伝統文化親子教室事業の業務計画を、下記により変更したいので、委託契約書第9条第1項の規定により承認願います。

記

要望書に記載した事業の名称

1. 事業名（教室名）

〇〇県伝統文化プロジェクト

2. 変更事項

構成団体のうち、「** - *** - 03」と「** - *** - 07」の教室について、3.の理由により教室の実施を中止する。

取りやめる教室がわかるよう記入

3. 変更の理由

講師の都合が悪くなり、教室の開催が困難になったため。なお、すでに申込のあった希望者には中止の旨を連絡する。

取りやめる理由（具体的に）

4. 変更が業務計画に及ぼす影響及び効果

構成する一部の団体がやむを得ない理由により教室の実施を中止するのものです。他の教室は予定とおり実施するため、業務計画への影響はない。

取りやめることによる影響を記入